

役員報酬および費用弁償規程

社会福祉法人
小樽別院保育協会
新光保育園

社会福祉法人 小樽別院保育協会

役員報酬および費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は社会福祉法人小樽別院保育協会の役員の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員のうち法人業務を行う理事に対して理事報酬を支給する。

但し、役員が職員である場合は、これを支給しない。

(支 給 額)

第3条 役員報酬の支給額は、月額5万円以内とする。

(給 料 日)

第4条 理事報酬は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第5条 役員等が、理事会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、職員の旅費規程に準じて支給する。

3 日当及び宿泊料は以下の通りとする。

日 当 日額 4,000円

宿泊料 1泊 14,000円

(改 正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決を得てから改正する。

附 則

本規程は平成21年2月7日より施行する。